

消防法上の

危険物

まさか

知らなかった…

だったなんて…



大阪市消防局

意図せず消防法違反になることがあります！！



- ▶ 船舶上と陸上では規制が異なります。
- ▶ コンテナ船などで引火性のある液体などを輸入する場合、消防法上の**危険物**である旨が表示されていないことがあります。
- ▶ 貯蔵・運搬する際には下記事項に留意してください。

確認事項について



貯蔵・運搬する際には
荷主さんに確認！

- 輸入した商品は危険物ですか？
- 危険物の品名は何ですか？
- 危険物である旨は表示されていますか？
- 数量はどのくらいですか？

貯蔵・運搬の注意事項について



- ▶ 一定数量以上の危険物を**貯蔵**する場合は、消防署に申請又は届出を行う必要があります。
- ▶ 一定数量以上の危険物を**運搬**する場合は、消火器や標識が必要になります。
- ⚠ 知らずに危険物を**貯蔵・運搬**する可能性があります。
ご不明な点があれば、お近くの消防署までご相談ください。

お問い合わせは、お近くの消防署までお願いします。

大阪市消防局 予防部 規制課
〒550-8566
大阪市西区九条南1-12-54
TEL 06-4393-6252